

契約関係事務の改正について

建設工事の契約関係事務について、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件から次のとおり改正します。

1 施工体制台帳の作成及び写しの提出範囲の拡大について

「建設業法等の一部を改正する法律」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、公共工事における施工体制台帳の作成及び写しの提出範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

つきましては、以下のとおり施工体制台帳の取り扱いを変更します。

改正内容

施工体制台帳の作成及び写しの提出の対象工事

現 行	改正後
下請契約を締結した請負金額 3, 0 0 0 万円（建築一式工事は 4, 5 0 0 万円）以上の建設工事	下請契約を締結した全ての建設工事

2 社会保険等未加入業者の排除について

社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、若年者の入職促進のための就労環境を整備するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成 27 年・28 年度入札参加資格審査時から社会保険等の法令に違反して社会保険等（※1）に参加していない建設業者（※2）について公共工事から排除し、入札参加資格を認めない取り扱いとしてしているところでありますが、平成 27 年 4 月 1 日から下請業者に対しても以下のとおり取り扱うこととします。

改正内容

下請業者について

1 対象工事

下請契約を締結した全ての本市発注工事。

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との下請契約を禁止します。
- (2) 上記(1)に違反していることが判明した場合は、受注者より未加入下請業者へ加入指導等を行っていただきます。「社会保険等未加入報告書」提出の日から 30 日以内に加入手続きを行ったことを確認できなかった場合は、「三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づき元請業者に対して指名停止措置を行います。
- (3) (2)において指名停止措置を行う場合には、未加入である下請業者について建設業許可権者へ通報します。

3 社会保険等加入状況の確認方法

(1) 一次下請業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 二次以下の下請業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

4 社会保険等未加入報告書について

社会保険等の未加入が判明した場合は、元請業者から「社会保険等未加入報告書」を提出していただきます。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等に加入していない建設業者とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

3 中間前金払請求書類の簡素化について

中間前金払制度の一層の活用促進を図るため、以下のとおり申請書類を簡素化し、添付書類として提出を求めていた「工事の進捗状況を表示した工程表」及び「工事写真（着手前、現況）」の提出を不要とします。

現 行

- ①中間前払金認定請求書
- ②工事履行状況報告書
- ③工事の進捗状況を表示した工程表
- ④工事写真（着手前、現況）



改正後

- ①中間前払金認定請求書
- ②工事履行状況報告書
- ③、④は不要とします。